

## 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

ページ

## 訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

（人事課）

一

## 告 示

○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請

（廃棄物対策課）

一

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

（障害福祉課）

二

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

（同）

三

○肥料の登録の失効

（農産園芸環境課）

三

○飼料試験結果の公表

（畜産課）

三

○県営土地改良事業の換地処分（五件）

（農村整備課）

四

○建設業許可の取消し

（事業管理課）

五

○都市計画決定の図書の写しの縦覧（三件）

（都市計画課）

六

○都市計画変更の図書の写しの縦覧（十一件）

（同）

六

○都市計画変更案の縦覧

（同）

九

○土地改良区役員の退任の届出

（仙台地方振興事務所）

九

## 公 告

○公聴会の開催

（都市計画課）

九

○開発行為に関する工事の完了（二件）

（建築宅地課）

一〇

## 訓 令 甲

○宮城県訓令甲第十六号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年十月五日

## 事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第四地方振興部長の専決事項の項中、「平成二十三年法律第二百二十二号」を削り、「こと」の下に「地方振興部の分掌事務に係るものに限る。」を加え、同表農業振興部長の専決事項の項に次の一号を加える。

十八 東日本大震災復興特別区域法の施行に関する次（農業振興部の分掌事務に係るものに限る。）。

イ 指定事業者等の指定、当該指定に係る指定書の交付及び当該指定をしない旨の通知（第三十七条、第三十八条、第三十九条、第四十条、東日本大震災復興特別区域法施行規則（以下この号において「府令」という。）第十条、第十三条、第十六条、第十九条）

ロ 指定事業者等からの報告の受理（第三十七条、第三十八条、第三十九条、第四十条）

ハ 指定等の公表（第三十七条、第三十八条、第三十九条、第四十条）

ニ 指定事業者等に対する書面の交付及び通知（府令第九条、第十二条、第十五条、第十八条）

ホ 指定の有効期間の設定及びその変更（府令第十条、第十三条、第十六条、第十九条）

ヘ 変更の届出の受理（府令第十条、第十三条、第十六条、第十九条）

ト 資料の提出及び説明の要求（府令第十条、第十三条、第十六条、第十九条）

## 附 則

この訓令は、平成二十四年十月五日から施行する。

## 告 示

○宮城県告示第七百三十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十四年十月五日

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 名称 株式会社三光産業
- 2 所在地 北海道帯広市大通南十六丁目十八番地
- 3 代表者の氏名 代表取締役 高橋繁樹
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
宮城県黒川郡大衡村大瓜字平場二十三番一
- 三 産業廃棄物処理施設の種類  
廃プラスチック類の破砕施設
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類
- 五 申請年月日  
平成二十四年九月十日
- 六 縦覧場所等  
1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)  
2 縦覧期間 平成二十四年十月五日から平成二十四年十一月五日まで(午前八時三十分から午後五時十五分まで)  
七 意見書の提出期限等  
1 提出期限 平成二十四年十一月十九日  
2 提出場所 仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)  
3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称(日本語により記載すること。)

○宮城県告示第七百四十号  
障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。  
平成二十四年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四一〇二〇〇二六	事業所の名称及び所在地 在宅障害者多機能支援施設ラポラーレ石巻市桃生町中津山字八木五十四	指定障害福祉サービスの種類 生活介護(生活訓練) 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援B	設置者名 社会福祉法人ふれあいの里	指定年月日 平成二十四年十月一日
--------------------	---	--	----------------------	---------------------

○四一〇三〇〇一六	あすなるショートステイ 塩竈市今宮町十番二十号	短期入所	社会福祉法人あしたば福祉会	平成二十四年十月一日
○四一〇三〇〇二四	杏友園 塩竈市新富町十四番十号	短期入所	社会福祉法人宮城県身体障害者福祉協会	平成二十四年十月一日
○四一〇七〇〇三三	名取市増田五丁目三番十二号	短期入所	社会福祉法人みのり会	平成二十四年十月一日
○四一一一〇〇二七	岩沼市障害者地域就業支援センターひまわりホーム 岩沼市里の杜三丁目五・二十二	短期入所	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	平成二十四年十月一日
○四一二〇〇〇一七	特定非営利活動法人どんぐりの家 登米市南方町新一ノ曲六百二十三番地の	生活介護	特定非営利活動法人どんぐりの家	平成二十四年十月一日
○四一三〇〇〇一五	特定非営利活動法人虹の駅 栗原市志波姫南堀口七十	生活介護	特定非営利活動法人虹の駅	平成二十四年十月一日
○四一三三〇〇三一	サポートセンターころんぶす 栗原市一迫真坂字鶴町百三十五・四	生活介護	特定非営利活動法人みやぎ身体障害者サポートクラブ	平成二十四年十月一日
○四一五〇〇〇一〇	生活介護事業所、元大崎市鹿島台木間塚一丁目小谷地百九十三	生活介護	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会	平成二十四年十月一日
○四二四〇〇〇三八	静和園 巨理郡山元町真庭字名生東七十二番地二	短期入所	社会福祉法人静和会	平成二十四年十月一日
○四二四〇〇〇四六	独立行政法人国立病院機構宮城病院 宮城郡山元町高瀬字合戦原百番地	短期入所	独立行政法人国立病院機構宮城病院	平成二十四年十月一日
○四二六〇〇〇二五	多機能サポートランドさわおとの森 宮城郡利府町澤乙字欠下東十八番一	短期入所	特定非営利活動法人さわおとの森	平成二十四年十月一日
○四二七〇〇〇二三	虹の風 黒川郡富谷町富谷字桜田一・十二	生活介護	社会福祉法人永楽会	平成二十四年十月一日
○四二七〇〇〇六四	支援施設あさいな	短期入所	社会福祉法人	平成二十四年十月一日

〇四二二七〇〇七二	黒川郡大和町宮床字 摺萩二十四番地の四	短期入所	永楽会	十月一日
	特別養護老人ホーム 杜の風 黒川郡富谷町富谷字 桜田一番地の十一		社会福祉法人 永楽会	平成二十四年 十月一日

○宮城県告示第七百四十一号

障害者自立支援法平成十七年法律第百二十三号(第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十四年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止した指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
-------	-------------	-------------------	------	-------

失効年月日 平成二十四年 八月二十日	登録番号 (宮城県) 第四五五号	肥料の種類 混合有機質肥料	肥料の名称 片倉粒状混合有機質肥料6号	保証成分量(%)			その他の規格 含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	生産業者の氏名 又は名称 片倉チッカリン株 式会社	生産業者の住所 東京都千代田区九段北一丁目一三番五号
				窒素全量 六・〇	りん酸全量 一・〇	加里全量 一・〇			

○宮城県告示第七百四十三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十四年七月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十四年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

安全性に関する検査  
平成24年7月収去

製造事業場等の名称 及び所在地 石巻魚糧工業株式会社 石巻市	収去場所 同左	飼料又は飼料添加物の 区分 魚粉	飼料又は飼料添加物の名称 イナホ・フイツクニール 65	製造 (輸入) 年月 H24.5	試 験 項 目 重 金 属・鉛、水銀、カドミウム	違反の有無及び違反の内容 無
---	------------	------------------------	-----------------------------------	---------------------------	-----------------------------	-------------------

〇四二二二〇六二八	くじらのしつぽ 石巻市鮎川浜清崎山 七番	就労継続支援B 型	社会福祉法人 石巻祥心会	平成二十四年 八月三十一日
〇四一三三〇〇一五	特定非営利活動法人 虹の駅 栗原市志波姫南堀口 七十	自立訓練(生活 訓練)	特定非営利活 動法人虹の駅	平成二十四年 九月三十日

○宮城県告示第七百四十二号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十四条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成二十四年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

栄養成分に関する検査  
平成24年7月収去

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年(月)	試験結果の概要										違反の内容				
				粗たん 白質 %	粗脂肪 %	カルシ ウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性 塩基性 窒素 %	水溶性 窒素 %	ペプト ン消化 率 %	T D N %		M E kcal/ kg	その他 の検査		
協同飼料株式会社石巻工場 石巻市	同左	G P F 種豚 F P	H24.7	14.9	2.7	0.68	0.54	4.2	5.1									無
協同飼料株式会社石巻工場 石巻市	同左	協同飼料プロフィットC	H24.7	19.2	7.7	0.94	0.58	3.4	5.3									無
石巻漁糧工業株式会社 石巻市	同左	イナホ・フイツシユ ミール65	H24.5	66.9					15.3									無
石巻漁糧工業株式会社 石巻市	同左	イナホ・フイツシユ ミール63	H24.6	66.2					19.3									無
北日本くみあい飼料 株式会社石巻工場 石巻市	同左	くみあい配合飼料和 牛繁殖用 母ごころ	H24.7	16.5	2.5	1.04	0.75	5.4	6.3									無
石巻飼料株式会社 石巻市	同左	くみあい配合飼料 たまご工房	H24.7	18.7	4.4	3.79	0.54	3.3	12.1									無
石巻飼料株式会社 石巻市	同左	コアイテイング 9000 I S	H24.7	16.1	4.5	0.95	0.41	9.8	6.0									無
石巻飼料株式会社 石巻市	同左	全酪173 I S	H24.7	18.4	2.4	0.92	0.59	5.1	5.7									無

(注) 飼料が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の前に「◎」を付けている。

○宮城県告示第七百四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良

事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十四年十月五日

宮城県知事 村井嘉浩

一 処分を行った地区の名称

津山地区

二 処分の市町村

平成二十四年九月二十七日

○宮城県告示第七百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十四年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

東和地区川端分区

二 処分の年月日

平成二十四年九月二十七日

○宮城県告示第七百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十四年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

東和地区岩ノ沢分区

二 処分の年月日

平成二十四年九月二十七日

○宮城県告示第七百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十四年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

東和地区吉田分区

二 処分の年月日

平成二十四年九月二十七日

○宮城県告示第七百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十四年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

東和地区細野分区

二 処分の年月日

平成二十四年九月二十七日

○宮城県告示第七百四十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十四年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十四年九月二十日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号	申請区分及び許可の種類	受付年月日
中央管工業株式会社 渡辺 毅浩	仙台市宮城野区新田三丁目二十一・五	特・二十二 第三千七百三十六号	一部廃業 一般建設業 消防施設工事業	平成二十四年 八月三十一日
齋藤建築 齋藤 照明	東松島市大曲字下台三 百二十五	般・二十二 第三千八百二十九号	全部廃業 一般建設業 内装仕上工事業	平成二十四年 八月二十八日
泉栄工業有限会社 櫻崎 文海	仙台市若林区上飯田四丁目四・十二	般・十九 第一万七百四十八号	一部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十四年 八月二十四日
株式会社エヌアイ 関口 光昭	仙台市泉区南中山一丁目三十・十七	般・二十三 第一万六千三百十八号	一部廃業 一般建設業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	平成二十四年 八月二十八日
ヒロ建築 菅 広勝	仙台市泉区八乙女三丁目二・四 乙女公園九〇四	般・二十 百三十八号	全部廃業 一般建設業 内装仕上工事業	平成二十四年 八月三十日
有限会社仙台力 大宮 健	仙台市宮城野区扇町五丁目十一・二十四	般・二十 第一万七千四百十八号	全部廃業 一般建設業 土木工事業	平成二十四年 八月二十三日

東北テクニカル ワーク株式会社 高橋 利昭	多賀城市桜木三丁目七 ・三十三	般・二十一 九十六号	一部廃業 一般建設業 土木工事業 石工事業 とび・土工工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 塗装工事業 水道施設工事業	平成二十四年 八月三十日
株式会社ニッセ キホーム 岩佐 芳正	仙台市太白区長町南二 丁目一・一	般・二十三 百四十二号	一部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十四年 八月二十二日
東特エステート サービス株式会社 荒木 博	仙台市太白区長町七丁 目二十一・一	般・二十一 百十五号	全部廃業 一般建設業 建築工事業 大土工事業 左土工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ ブロック工事業 鋼構造物工事業 板金工事業 ガラス工事業 塗装工事業 防水工事業 内装工事業 熱絶縁工事業 建具工事業	平成二十四年 八月二十日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当  
○宮城県告示第七百五十号

気仙沼市から気仙沼都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法  
律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年十月五日

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 気仙沼都市計画土地地区画整理事業

2 名称 鹿折地区被災市街地復興土地地区画整理事業

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百五十一号

気仙沼市から気仙沼都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法  
律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年十月五日

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 気仙沼都市計画土地地区画整理事業

2 名称 南気仙沼地区被災市街地復興土地地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百五十二号

南三陸町から志津川都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法  
律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年十月五日

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 志津川都市計画土地地区画整理事業

2 名称 志津川地区被災市街地復興土地地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百五十三号

女川町から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法  
律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の  
縦覧に供する。

平成二十四年十月五日

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画土地地区画整理事業

2 名称 大原土地地区画整理事業

宮城県知事 村 井 嘉 浩

鷲神土地区画整理事業

宮ヶ崎第一土地区画整理事業

石浜土地区画整理事業

二 都市計画の変更の種類

廃止

三 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第七百五十四号

女川町から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画道路

2 名称 三・四・二百四号堀切山駅前線  
三・四・二百五号駅前清水線  
三・四・二百六号清水本通線

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第七百五十五号

女川町から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画公園

2 名称 六・五・三百一号女川運動公園

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第七百五十六号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 気仙沼都市計画土地区画整理事業

2 名称 鹿折土地区画整理  
内ノ脇土地区画整理

二 都市計画の変更の種類

廃止

三 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第七百五十七号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 気仙沼都市計画道路

2 名称 三・四・二号鹿折駅浜線  
三・五・三号河原田線  
三・四・七号魚市場中谷地線  
三・四・十号本町宮口下線

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第七百五十八号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の

縦覧に供する。

平成二十四年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 気仙沼都市計画公園

2 名称 二・二・二号幸町公園

二・二・三号鹿折公園

二・二・四号みなと公園

二・二・五号みなと東公園

二・二・十二号大川公園

二 都市計画の変更の種類

廃止

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百五十九号

南三陸町から志津川都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年十月五日

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 志津川都市計画土地区画整理事業

2 名称 志津川災害復興土地区画整理事業

志津川千り津波復興土地区画整理事業

二 都市計画の変更の種類

廃止

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百六十号

南三陸町から志津川都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の

縦覧に供する。

平成二十四年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 志津川都市計画被災市街地復興推進地域

2 名称 志津川地区被災市街地復興推進地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百六十一号

南三陸町から志津川都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 志津川都市計画道路

2 名称 三・四・二汐見廻館前線

三・五・七松原塩入線

三・五・八東橋みなと線

三・五・九魚市場線

二 都市計画の変更の種類

廃止

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百六十二号

南三陸町から志津川都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称



1 種類 志津川都市計画公園

2 名称 一号本浜公園

二 都市計画の変更の種類

廃止

三 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第七百六十三号

南三陸町から志津川都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)(第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 志津川都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称 志津川地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第七百六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)(第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十四年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画道路

2 名称 三・六・百八十号駅前南通線

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする土地の区域

岩沼市館下一丁目の一部

2 廃止しようとする土地の区域

なし

三 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)及び岩沼市役所(建設部都市計画課)

四 縦覧期間

平成二十四年十月五日から平成二十四年十月十九日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)を記載すること。

○宮城県告示第七百六十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、仙台市大倉川土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があつた。

平成二十四年十月五日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 薩 川 昌 則

退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十四年九月十八日	安達 雄一	仙台市青葉区芋沢字宅地五十二番地	理事

公 告

○都市計画に関する公聴会規則(昭和四十五年宮城県規則第三号)第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

平成二十四年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公聴会の日時及び場所

日 時	場 所
平成二十四年十月二十二日(月)午後七時から	柴田郡大河原町字南百二十九番一号 宮城県大河原合同庁舎二〇一会議室

二 件名

白石都市計画、角田都市計画、蔵王都市計画、大河原都市計画、村田都市計画、柴田都市計画、川崎都市計画及び丸森都市計画の変更（素案）について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述申出者」という。）は、白石市、角田市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町若しくは丸森町の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業（法人にあつては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係）を記載した書面（以下「公述申出書」という。）により、宮城県知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、平成二十四年十月十五日（月）までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

五 素案の概要

1 白石都市計画区域、角田都市計画区域、蔵王都市計画区域、大河原都市計画区域、村田都市計画区域、柴田都市計画区域、川崎都市計画区域及び丸森都市計画区域を合同し、名称を仙南広域都市計画区域に変更する。

2 仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を策定し、次の事項を定める。

(一) 都市計画の目標

(二) 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(三) 主要な都市計画の決定の方針

- (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇三・二二一・三三三三・三三三四）に行うこと。

〇都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十四年十月五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
栗原市若柳字川北元町裏十一番一、十二番一、十三番、十四番一、十五番一及び十六番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割二百四十二番地一  
株式会社薬王堂

〇都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十四年十月五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
巨理郡巨理町字下茨田百三十六番、百四十六番、百六十一番、百七十二番一、百七十二番二及び百七十三番二並びに百七十三番二地先の水の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
巨理郡巨理町逢隈高屋字柵子一番地四  
藤本建設株式会社東北支店